

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p> 第一節 (略)</p> <p> 第二節 内部部局</p> <p> 第一款・第二款 (略)</p> <p> 第三款 課の設置等</p> <p> 第一目 (略)</p> <p> 第二目 防衛政策局（第十八条―<u>第二十五条の二</u>）</p> <p> 第三目～第五目 (略)</p> <p> 第三節～第六節 (略)</p> <p>第二章・第三章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>（防衛政策局に置く課等）</p> <p>第十八条 防衛政策局に、次の七課及び参事官一人を置く。</p> <p> 防衛政策課</p> <p> 戦略企画課</p> <p> 日米防衛協力課</p> <p> 国際政策課</p> <p> 運用政策課</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p> 第一節 (略)</p> <p> 第二節 内部部局</p> <p> 第一款・第二款 (略)</p> <p> 第三款 課の設置等</p> <p> 第一目 (略)</p> <p> 第二目 防衛政策局（第十八条―<u>第二十五条</u>）</p> <p> 第三目～第五目 (略)</p> <p> 第三節～第六節 (略)</p> <p>第二章・第三章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>（防衛政策局に置く課）</p> <p>第十八条 防衛政策局に、次の七課を置く。</p> <p> 防衛政策課</p> <p> 戦略企画課</p> <p> 日米防衛協力課</p> <p> 国際政策課</p> <p> 運用政策課</p>

調査課
訓練課

(国際政策課の所掌事務)

第二十二條 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関すること(参事官の所掌に属するものを除く)。

一・三 (略)

(調査課の所掌事務)

第二十四條 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十九條第二号及び第三号並びに第二十條第一号に掲げる事務、第二十一條に規定する事務、第二十二條第一号及び第二号並びに前條第一号及び第二号に掲げる事務、第二十五條の二に規定する事務並びに第二十七條第二号並びに第二十八條第二号(指揮通信の基本に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

一・三 (略)

(訓練課の所掌事務)

第二十五條 (略)

(参事官の職務)

第二十五條の二 参事官は、防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関する事務のうち、インド太平洋地域の安全保障環境の安定に資するものをつかさどる。

調査課
訓練課

(国際政策課の所掌事務)

第二十二條 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関すること。

一・三 (略)

(調査課の所掌事務)

第二十四條 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十九條第二号及び第三号並びに第二十條第一号に掲げる事務、第二十一條に規定する事務並びに第二十二條第一号及び第二号、前條第一号及び第二号、第二十七條第二号並びに第二十八條第二号(指揮通信の基本に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

一・三 (略)

(訓練課の所掌事務)

第二十五條 (略)

(新設)